

吸収合併に係る事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に基づく書類)

(簡易吸収合併)

2024 年 10 月 1 日
株式会社新日本科学

2024年10月1日

鹿児島県鹿児島市宮之浦町 2438 番地
株式会社 新日本科学
代表取締役 永田 良一

当社は、2024年7月31日付で株式会社 Gemseki（以下「Gemseki」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2024年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、Gemseki を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行いました。本件吸収合併に関し、会社法第801条第1項および同法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 本件吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1項）
2024年10月1日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、会社法第785条および第787条の規定ならびに会社法第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）
 - （1）本件吸収合併をやめることの請求
Gemseki の株主は当社1社のみであり、会社法第784条の2の規定に基づく株主からの本件吸収合併をやめることの請求はありませんでした。
 - （2）反対株主の株式買取請求
Gemseki の株主は Gemseki の特別支配会社である当社1社のみであるため、会社法第785条第1項の規定に基づく手続について、該当事項はありません。
 - （3）新株予約権買取請求
Gemseki は、新株予約権および新株予約権付社債を発行していなかったため、該当事項はありません。
 - （4）債権者の異議
Gemseki は、会社法第789条第2項の規定に基づき、2024年8月26日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、会社法第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）
 - (1) 本件吸収合併をやめることの請求
本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく手続について、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求
当社は、会社法第 797 条第 3 項および第 4 項の規定に基づき、2024 年 8 月 26 日付の電子公告により、株主に対して公告を行いました。なお、本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、会社法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求をすることはできません。
 - (3) 債権者の異議
当社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2024 年 8 月 26 日付の官報および同日付の電子公告により、債権者に対して合併に対する異議申述公告を行いました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 本件吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から継承した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、Gemseki の資産・負債およびその他権利義務一切を承継しました。
5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により、吸収合併消滅会社が備え置いた書面または電磁的記録に記載または記録がされた事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。
6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2024 年 10 月 1 日（火曜日）（予定）
7. 前各号に掲げるもののほか、本件吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併であり、会社法第 797 条第 3 項および第 4 項第 1 号の規定により、2024 年 8 月 26 日付で、当社の株主に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併消滅会社である Gemseki の商号および住所を公告しましたが、本件吸収合併に反対の通知をした株主はいませんでした。

よって、本件吸収合併は、会社法第 796 条第 3 項により株主総会の承認を得なければならない場合には該当しません。

以上

吸収合併に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に基づく書類)

(略式吸収合併)

2024 年 8 月 26 日

株式会社 G e m s e k i

2024年8月26日

株式会社 Gemseki
代表取締役社長 浅沼 良晴

当社は、2024年7月31日付で株式会社新日本科学（以下「SNBL」といいます）との間で締結した合併契約書に基づき、2024年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、SNBLを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます）を行うこととしました。本件吸収合併に関し、会社法第782条第1項および同法施行規則第182条で定める事項を記載した書類を備えおくこととします。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

2024年7月31日付で当社とSNBLが締結した合併契約書は別紙1のとおりです。

2. 合併対価がないことの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

当社がSNBLの完全子会社であることから、本件吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

なお、当社にはSNBL以外の株主は存在せず、会社法施行規則第182条第3項第3号に掲げる事項はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等（会社法施行規則第182条第1項第4号）

SNBLは有価証券報告書および四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の

開示書類に関する電子システム（EDINET）」よりご覧いただけます。

6. 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第182条第6項第1号ハ）

該当事項はありません。

7. 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第182条第6項第2号イ）

該当事項はありません。

8. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本件吸収合併効力発生日後のSNBLの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併後のSNBLの収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、SNBLの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従って、本件吸収合併の効力発生日以後におけるSNBLの債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

吸収合併契約書

株式会社新日本科学（以下「甲」という。）及び株式会社 Gemseki（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

1. 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という。）し、甲は乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。
2. 甲及び乙の商号と住所は、次のとおりである。
 - (1) 吸収合併存続会社
商号：株式会社新日本科学
住所：鹿児島県鹿児島市宮之浦町 2438 番地
 - (2) 吸収合併消滅会社
商号：株式会社 Gemseki
住所：東京都中央区明石町 8 番 1 号

第2条（合併の対価）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭その他の対価の交付を行わない。

第3条（甲の資本金及び準備金）

本合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第4条（効力発生日）

1. 本合併の効力発生日は 2024 年 10 月 1 日とし、乙が 2024 年 7 月 31 日付けで作成した新設分割計画書に基づく新設分割の効力発生を条件とする。
2. 合併の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、会社法の規定に従って、これを変更することができる。

第5条（合併承認決議）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項の株主総会の決議による本合併の承認を受けることなく本合併を行う。
2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定に基づき、会社法第 783 条第 1 項の株主総会の決議による本合併の承認を受けることなく本合併を行う。

第6条 (財産の承継)

乙は、効力発生日において財産及び権利義務の一切を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第7条 (会社財産の管理等)

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲乙協議の上これを実行する。

第8条 (合併条件の変更、本契約の解除)

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じたとき、又は隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条 (規定外事項)

本契約に規定のない事項又は本契約書の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意をもって協議の上、解決する。

本契約の成立を証するため、本契約書 1 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

2024年7月31日

甲 鹿児島県鹿児島市宮之浦町 2438 番地
株式会社新日本科学
代表取締役社長 永田 良一

乙 東京都中央区明石町 8 番 1 号
株式会社 Gemseki
代表取締役社長 浅沼 良晴